

116 サイバー犯罪に関する条約 (抄)

採 択 二〇〇一年一月八日(欧州評議会閣僚委員会)
効力発生 二〇〇四年七月一日
日本国 二〇〇一年一月二三日署名、二〇〇四年四月二日国会承認

前文(略)

第一章 用語

第一条(定義)この条約の適用上、

a 「コンピュータ・システム」とは、プログラムに従ってデータの自動処理を行う装置又は相互に接続された若しくは関連する一群の装置であつてそのうちの二若しくは二以上の装置がプログラムに従ってデータの自動処理を行うものをいう。

b 「コンピュータ・データ」とは、コンピュータ・システムにおける処理に適した形式によつて事実情報又は概念を表したものをいい、コンピュータ・システムに何らかの機能を実行させるための適当なプログラムを含む。

c 「サービス・プロバイダ」とは、次のものをいう。
i そのサービスの利用者に対しコンピュータ・システムによつて通信する能力を提供する者(公私を問わない。)

ii iに規定する通信サービス又はその利用者のために、コンピュータ・データを処理し又は蔵置するその他の者

d 「通信記録」とは、コンピュータ・システムによる通信に關するコンピュータ・データであつて、通信の連鎖の一部を構成するコンピュータ・シ

テムによつて作り出され、かつ、通信の発信元、発信先、経路、時刻、日付、規模若しくは継続時間又は通信の基礎となるサービスの種類を示すものをいう。

第二章 国内的にとる措置

第一節 刑事実体法

第一款

コンピュータ・データ及びコンピュータ・システムの秘密性、完全性及び利用可能性に対する犯罪

第二条(違法なアクセス)締約国は、コンピュータ・システムの全部又は一部に対するアクセスが、権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国によつて行われること、コンピュータ・データを取得する意図その他不正な意図をもつて行われること又は他のコンピュータ・システムに接続されているコンピュータ・システムに關連して行われることをこの犯罪の要件とすることができる。

第三条(違法な傍受)締約国は、コンピュータ・システムへの若しくはそこからの又はその内部におけるコンピュータ・データの非公開送信(コンピュータ・データを伝送するコンピュータ・システムからの電磁的放射を含む。)の傍受が、技術的手段によつて権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、このような傍受が不正な意図をもつて行われること又は他のコンピュータ・システムに接続されているコンピュータ・システムに關連して行われることをこの犯罪の要件とすることができる。

第四条(データの妨害)締約国は、コンピュータ・データへの破壊、削除、劣化、改ざん又は隠蔽が権限なしに故意に、削除、劣化、改ざん又は隠蔽が行

罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
2 締約国は、1に規定する行為が重大な損害を引き起こすことをこの犯罪の要件とする権利を留保することができる。

第五条(システムの妨害)締約国は、コンピュータ・データの入力、送信、破壊、削除、劣化、改ざん又は隠蔽によりコンピュータ・システムの機能に対する重大な妨害が権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第六条(装置の濫用)締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
a 第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を行うために使用されることを意図して、次のものを製造し、販売し、使用のために取得し、輸入し、頒布し又はその他の方法によつて利用可能とすること。

i 第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を主として行うために設計され又は改造された装置(コンピュータ・プログラムを含む。)

ii コンピュータ・システムの全部又は一部にアクセス可能となるようなコンピュータ・パスワード、アクセス・コード又はこれらに類するデータ

b 第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を行うために使用されることを意図して、a i又はiiに規定するものを保有すること。締約国は、自国の法令により、これらのものの一定数の保有を刑事上の責任を課するための要件とすることができる。

2 この条の規定は、1に規定する製造、販売、使用のための取得、輸入、頒布若しくはその他の方法によつて利用可能とする行為又は保有が、第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を行うこと

を目的としなない場合(例えば、コンピュータ・システムの正当な試験又は保護のために行われる場合)に刑事上の責任を課するものと解してはならない。

3 締約国は、1の規定を適用しない権利を留保することができる。ただし、その留保が1a iiに規定するものの販売、頒布又はその他の方法によって利用可能とする行為に関するものでない場合に限る。

第二款 コンピュータに関連する犯罪

第七条 コンピュータに関連する偽造 締約国は、コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺいにより、真正でないコンピュータ・データ(直接読取りが可能であるか否か及び直接理解が可能であるか否かを問わない)を生じさせる行為が、当該データが法律上真正であるとみなされ又は扱われることを意図して権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、詐取する意図又はこれに類する不正な意図を刑事上の責任を課するための要件とすることができる。

第八条 コンピュータに関連する詐欺 締約国は、自己又は他人のために権限なしに経済的利益を得るといふ詐欺的な又は不正な意図をもって、権限なしに故意に次の行為が行われ、他人に対し財産上の損害が加えられることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺい

b コンピュータ・システムの機能に対する妨害

第三款 特定の内容に関連する犯罪

第九条 児童ポルノに関連する犯罪 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・システムを通じて頒布するため

b コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの

提供を申し出又はその利用を可能にすること。

c コンピュータ・システムを通じて児童ポルノを頒布し又は送信すること。

d 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを取得すること。

e コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを保有すること。

2 1の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。

a 性的にあからさまな行為を行う未成年者

b 性的にあからさまな行為を行う未成年者である

c 性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的映像

3 2の規定の適用上、「未成年者」とは、一八歳未満のすべての者をいう。もっとも、締約国は、より低い年齢(一六歳を下回ってはならない)の者のみ未成年者として付与されることができる。

4 締約国は、1d及びe並びに2b及びcの規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

第四款 著作権及び関連する権利の侵害に関する犯罪

第一〇条(著作権及び関連する権利の侵害に関する犯罪) 締約国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の一九七一年七月二四日のパリ改正条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び著作権に関する世界的知的所有権機関条約(以下「条約」)によって付与された人格権を除く(これらに基づく義務に従って自国の法令に定める著作権)に基づく条約によって付与された人格権を除く(この侵害が故意に、商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによって行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる)。

2 締約国は、実演家、レコード製作者その他の措置を機関の保護に関する国際条約(ローマ条約)及び知的所有権

の貿易関連の側面に関する協定及び実演及びレコードに関する世界的知的所有権機関条約に基づく義務に従って自国の法令に定める関連する権利(これらの条約によって付与された人格権を除く)の侵害が故意に、商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによって行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、限定的な状況において、1及び2の規定に基づく刑事上の責任を課さない権利を留保することができる。ただし、他の効果的な救済手段が利用可能であり、かつ、その留保が1及び2に規定する国際文書に定める締約国の国際的義務に違反しない場合に限る。

第五款 付随的責任及び制裁

第一一条 未遂及びほう助又は教唆(略)

第一二条 法人の責任 締約国は、単独で又は法人内部で指導的地位にあるものが、次のいずれかの権限に基づき、かつ、当該法人の利益のためにこの条約に従って定められる犯罪を行う場合に当該犯罪についての責任を当該法人に負わせ得ることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

a 法人の代表権

b 法人のために決定を行う権限

c 法人内部で管理を行う権限

2 1に規定する場合に加え、締約国は、法人の権限に基づき活動する自然人が当該法人の利益のためにこの条約に従って定められる犯罪を行う場合における、当該犯罪の実行が1に規定する自然人による監督又は管理の欠如によるものであるときは、当該法人に責任を負わせ得ることを確保するため、必要な措置をとる。

3 法人の責任は、締約国の法的原則に従って、刑事

上、民事上又は行政上のものとしてすることができる。

4 法人の責任は、犯罪を行った自然人の刑事上の責

任に影響を及ぼすものではない。
第二三条 制裁及び措置(略)

第二節 手続法

第一款 共通規定

第一四条 手続規定の適用範囲 1 締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟のためにこの節に定める権限及び手続を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。
2 第二条に別段の定めがある場合を除くほか、締約国は、次の事項について1に規定する権限及び手続を適用する。
a 第二条から第一条までの規定に従って定められる犯罪
b コンピュータ・システムによつて行われる他の犯罪

c 犯罪に関する電子的形態の証拠の収集

3 a 締約国は、留保において特定する犯罪又は犯罪類型についてののみ第二〇条に定める措置を適用する権利を留保することができ、ただし、当該犯罪又は犯罪類型の範囲が、第二条に定める措置を適用する犯罪の範囲よりも制限的とならない場合に限る。締約国は、第二〇条に定める措置を最も幅広く適用することができるように留保を制限することを考慮する。
b 締約国は、この条約の採択の時に有効な法令における制限により次のi及びiiのシステムを有するサービス・プロバイダのコンピュータ・システムの内部における通信に第二〇条及び第二条に定める措置を適用することができる場合には、そのような通信にこれらの措置を適用しない権利を留保することができる。
i 閉鎖されたグループの利用者のために運営されているシステム
ii 公共通信ネットワークを利用せず、かつ、他

のコンピュータ・システム(公的なものであるか私的なものであるかを問わない)に接続されていないシステム
締約国は、第二〇条及び第二条に定める措置を最も幅広く適用することができるように留保を制限することを考慮する。

第五條(条件及び保障措置) 1 締約国は、この節に定める権限及び手続の設定、実施及び適用が、自国の国内法に定める条件及び保障措置であつて、一九五〇年に欧州評議会が採択された人権及び基本的自由の保護に関する条約、一九六六年に国際連合が採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約その他の適用される人権に関する国際文書に基づく義務に従つて生ずる権利その他の人権及び自由の適当な保護を規定しており、かつ、比例原則を含むものに従ふことを確保する。

2 1に規定する条件及び保障措置には、該当する権限又は手続の性質にかんがみ適当な場合には、特に司法上の又は他の独立した監督、適用を正当化する事由並びに当該権限又は手続の適用範囲及び期間に関する制限を含む。
3 締約国は、公共の利益、特に司法の健全な運営に反しない限り、この節に定める権限及び手続が第三者の権利、責任及び正当な利益に及ぼす影響を考慮する。

第二款 蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全

第一六条(蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全) 1 締約国は、特に、自国の権限のある当局がコンピュータ・システムによつて蔵置された特定のコンピュータ・データ(通信記録を含む)が特に滅失しやすかつ又は改変されやすかつ信ずるに足りる理由がある場合には、当該権限のある当局が当該コンピュータ・データについて迅速な保全を命令すること又はこれに類する方法によつて迅速な保全を確

保することを可能にするため、必要な立法その他の措置をとる。
2 締約国は、ある者が保有し又は管理している特定の蔵置されたコンピュータ・データを保全する場合においては、自国の権限のある当局が当該コンピュータ・データの開示を求めることを可能にするために必要な期間(九十日を限度とする)、当該コンピュータ・データの完全性を保全し及び維持することを当該者に義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、そのような命令を引き続き更新することができる旨定めることができる。

3 締約国は、コンピュータ・データを保全すべき管理者その他の者に対し、1又は2に定める手続がとられていないことについて、自国の国内法に定める期間秘密のものとして取り扱うことを義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。
4 この条に定める権限及び手続は、前二条の規定に従ふものとする。

第一七条 通信記録の迅速な保全及び部分開示) 1 締約国は、前条の規定に基づいて保全される通信記録について、次のことを行うため、必要な立法その他の措置をとる。
a 通信の伝達に関与したサービス・プロバイダが1であるか2以上であるかにかかわらず、通信記録の迅速な保全が可能となることを確保すること。
b 当該サービス・プロバイダ及び通信が伝達されたために十分な量の通信記録が、自国の権限のある当局又は当該権限のある当局によつて指名された者に対して迅速に開示されることを確保すること。
2 この条に定める権限及び手続は、第一四条及び第一五条の規定に従ふものとする。

第三款 提出命令

第一八条(提出命令) 1 締約国は、自国の権限のある

当局に対し次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a 自国の領域内に所在する者に対し、当該者が保有し又は管理している特定のコンピュータ・データであって、コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に蔵置されたものを提出しよう命令すること。

b 自国の領域内でサービスを提供するサービス・プロバイダに対し、当該サービス・プロバイダが保有し又は管理している当該サービスに関連する加入者情報を提出しよう命令すること。

2 この条に定める権限及び手続は、第一四条及び第一五条の規定に従うものとする。

3 この条の規定の適用上、「加入者情報」とは、コンピュータ・データという形式又はその他の形式による情報のうち、サービス・プロバイダが保有するサービス加入者に関連する情報(通信記録及び通信内容に関連するものを除く)であって、それにより次ことが立証されるものをいう。

a 利用された通信サービスの種類、当該サービスのためにとられた技術上の措置及びサービスの期間

b 加入者の身元、郵便用あて名又は住所及び電話番号その他のアクセスのための番号並びに料金の請求及び支払に関する情報であって、サービスに関する契約又は取決めに基づいて利用可能なもの

c 通信設備の設置場所に関するその他の情報であってサービスに関する契約又は取決めに基づいて利用可能なもの

第四款 蔵置されたコンピュータ・データの捜索及び押収

第一九条(蔵置されたコンピュータ・データの捜索及び押収) 締約国は、自国の権限のある当局に対し、自国の領域内において次のものに關し捜索又はこれに類するアクセスを行う権限を与えるため、必

要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・システムの全部又は一部及びその内部に蔵置されたコンピュータ・データ

b コンピュータ・データを蔵置することができるコンピュータ・データ記憶媒体

2 締約国は、自国の権限のある当局が1aの規定に基づき特定のコンピュータ・システムの全部又は一部に關し捜索又はこれに類するアクセスを行う場合において、当該捜索等の対象となるデータが自国の領域内にある他のコンピュータ・システムの全部又は一部の内部に蔵置されていると信するに足りる理由があり、かつ、当該データが当該特定のコンピュータ・システムから合法的にアクセス可能であるか又は入手可能であるときは、当該権限のある当局が当該他のコンピュータ・システムに關し捜索又はこれに類するアクセスを速やかに行うことができることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、自国の権限のある当局に対し、1又は2の規定に基づきアクセスしたコンピュータ・データの押収又はこれに類する確保を行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。これらの措置には、次のことを行う権限を与えることを含む。

a コンピュータ・システムの全部若しくは一部又はコンピュータ・データ記憶媒体の押収又はこれに類する確保を行うこと。

b 当該コンピュータ・データの複製を作成し及び保管すること。

c 関連する蔵置されたコンピュータ・データの完全性を維持すること。

d アクセスしたコンピュータ・システムの内部の当該コンピュータ・データにアクセスすることができないようにすること又は当該コンピュータ・データを移転すること。

4 締約国は、自国の権限のある当局に対し、1又は2に定める措置をとることを可能にするために必

要な情報を合理的な範囲で提供しようコンピュータ・システムの機能又はコンピュータ・システムの内部のコンピュータ・データを保護するために適用される措置に関する知識を有する者に命令する権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

5 この条に定める権限及び手続は、第一四条及び第一五条の規定に従うものとする。

第五款 コンピュータ・データのリアルタイム収集

第二〇条(通信記録のリアルタイム収集) 締約国は、自国の権限のある当局に対し、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録についてリアルタイムで次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a 自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信記録を収集し又は記録すること。

b サービス・プロバイダに対し、その既存の技術的能力の範囲内で次のいずれかのことを行うよう強制すること。

i 自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信記録を収集し又は記録すること。

ii 当該権限のある当局が当該通信記録を収集し又は記録するに当たり、これに協力し及びこれを支援すること。

2 締約国は、自国の国内法制の確立された原則により1aに定める措置をとることができない場合には、当該措置に代えて、自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、自国の領域内において伝達される特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集し又は記録することを確保するため、必要な立法その他の措置をとることができ。

3 締約国は、サービス・プロバイダに対し、この条に定める権限の行使の事実及び当該権限の行使に關

する情報について秘密のものとして取り扱うことを義務付けるため、秘密な立法その他の措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、第一四条及び第一五条の規定に従うものとする。

第二条（通信内容の傍受） 1 締約国は、自国の権限のある当局に対して、自国の国内法に定める範囲の重大な犯罪に関して、コンピュータ・システムによつて伝達される自国の領域内における特定の通信の通信内容についてリアルタイムで次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a 自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信内容を集録し又は記録すること。

b サービス・プロバイダに対し、その既存の技術的能力の範囲内で次のいずれかのことを行うよう強制すること。

i 自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信内容を集録し又は記録すること。

ii 当該権限のある当局が当該通信内容を集録し又は記録するに当たり、これに協力し及びこれを支援すること。

2 締約国は、自国の国内法制の確立された原則により、aに定める措置をとることができない場合には、当該措置に代えて、自国の領域内における特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録することを確保するため、必要な立法その他の措置をとることができ。

3 締約国は、サービス・プロバイダに対し、この条に定める権限の行使の事実及び当該権限の行使に関する情報について秘密のものとして取り扱うことを義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、第一四条及び第一五条の規定に従うものとする。

第三節 裁判権

第二条（裁判権） 1 締約国は、次の場合において第二章から第一一条までの規定に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

a 犯罪が自国の領域内で行われる場合

b 犯罪が自国を旗国とする船舶内で行われる場合

c 犯罪が自国の法令により登録されている航空機内で行われる場合

d 犯罪が行われた場所の刑事法に基づいて刑を科することができる場合又は犯罪がすべての国の領域的管轄の外で行われる場合において、当該犯罪が自国の国民によつて行われるとき。

2 締約国は、1bからdまでの全部若しくは一部に定める裁判権に関する規則を適用しない権利又は特定の場合若しくは状況においてのみ当該規則を適用する権利を留保することができる。

3 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ引渡しを請求を受けたにもかかわらず当該容疑者の国籍のみを理由として他の締約国に当該容疑者の引渡しを行わない場合において第二章1に定める犯罪についての裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

4 この条約は、締約国が自国の国内法に従つて行使する刑事裁判権を排除するものではない。

5 この条約に従つて定められる犯罪が行われたとされる場合において、二以上の締約国が裁判権を主張するときは、関係締約国は、適当な場合には、訴訟のために最も適切な裁判権を有する国を決定するために協議する。

第三章 国際協力

第一節 一般原則

第一款 国際協力に関する一般原則

第三条 国際協力に関する一般原則 締約国は、この章の規定に従い、かつ、刑事問題についての国際協力に関する関連の国際文書 統一又は相互主義的な法令を基礎として合意された取極及び国内法の適用を通じ、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子の形態の証拠の収集のために、できる限り広範に相互に協力する。

第二款 犯罪人引渡しに関する原則

第二四条 犯罪人引渡し 1 この条の規定は、第二章から第一一条までの規定に従つて定められる犯罪（双方の締約国の法令において長期一年以上自由をなく奪する刑又はこれより重い刑を科することができるものに限る。）に関する締約国間の犯罪人引渡しについて適用する。

b 統一若しくは相互主義的な法令を基礎として合意された取極又は二以上の締約国間で適用可能な犯罪人引渡条約（犯罪人引渡しに関する欧州条約（E.T.S.第二四号等）に基づいて適用される最も軽い刑罰が異なる場合には、当該取極又は条約に定める最も軽い刑罰を適用する。）

2 1に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、締約国間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に1に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。

4 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で、1に定める犯罪を引渡犯罪と認める。犯罪人引渡しは、1に定める請求を受けた締約国の法令に定

める条件又は適用可能な犯罪人引渡条約に定める条件に従う。これらの条件には、請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができる理由を含む。

6 請求を受けた締約国は、1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しにつき、引渡しを求められている者の国籍のみを理由として又は自国が当該犯罪について裁判権を有すると認めることを理由として拒否する場合には、請求を行った締約国からの要請により訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するものとし、適当な時期に確定的な結果を当該請求を行った締約国に報告す。当該権限のある当局は、自国の法令に定めるこれと同様の性質を有する他の犯罪の場合と同様の方法で、決定、捜査及び刑事訴訟を行う。

7 a 締約国は、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、犯罪人引渡条約が存在しない場合に犯罪人引渡し又は仮拘禁のための請求を行い又は受けることについて責任を有する当局の名称及び所在地を通報する。

b 欧州評議会事務局長は、締約国によって指定された当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとす。締約国は、登録簿に記載された事項が常に正確であることを確保する。

第二五条 相互援助に関する一般原則

コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子的形態の証拠の収集のために、できる限り広範に相互に援助を提供する。

2 締約国は、第二七条から第三五条までに定める義務を履行するため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、緊急の状況においては、ファクシミリ、電子メール等の緊急の通信手段が適当な水準の安全性及び認証を提供する限り(必要な場合は、暗号

の使用を含む)、このような手段により相互援助の要請又はこれに関連する通報を行うことができる。この場合において、要請を受けた締約国が要求するときは、その後正式な確認を行う。要請を受けた締約国は、このような緊急の通信手段による要請を受け入れ、そのような手段によりこれに回答する。

4 この章に別段の定めがある場合を除くほか、相互援助は、要請を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な相互援助条約に定める条件に従う。これらの条件には、当該締約国が協力を拒否することができる理由を含む。当該締約国が財政にに係る犯罪と認められる犯罪に関係することのみを理由として、第二九条から第一一条までに定める犯罪について相互援助を拒否する権利を行使してはならない。

5 要請を受けた締約国がこの章の規定に基づき双罰性を相互援助の条件とする場合において、援助が求められている犯罪の基礎を成す行為が当該締約国の法令によって犯罪とされているものであるときは、当該援助が求められている犯罪が、当該締約国の法令により、要請を行った締約国における犯罪類型と同一の犯罪類型に含まれるか否か又は同一の用語で定められているか否かにかかわらず、この条件が満たされているものとみなす。

第二六条 (自発的な情報提供) (略)

第四款 適用される国際協定が存在しない場合の相互援助の要請に関する手続

第二七条 適用される国際協定が存在しない場合の相互援助の要請に関する手続 (略)

第二八条 (秘密性及び使用制限) (略)

第二節 特別規定

第一款 暫定措置に関する相互援助

第二九条 (蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全) (略)

第三〇条 (保全された通信記録の迅速な開示) (略)

第二款 捜査の権限に関する相互援助

第三一条 蔵置されたコンピュータ・データに対するアクセスに関する相互援助

第三二条 蔵置されたコンピュータ・データに対する国境を越えるアクセス(当該アクセスが同意に基づく場合又は当該データが公に利用可能な場合) (略)

第三三条 通信記録のリアルタイム収集に関する相互援助

第三四条 通信内容の傍受に関する相互援助

第三五条 (二四/七ネットワーク) (略)

第四章 最終規定

第三六条 (署名及び効力発生) 1 この条約は、欧州評議会加盟国及びこの条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准書、受諾書又は承認書されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、欧州評議会事務局長に寄託する。

3 この条約は、五の国(欧州評議会の加盟国の少なくとも二の国を含むこと)を要する。が、この条約に拘束された日の後三箇月の期間が満了する日の

2 従って表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4 この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨をその後表明する署名国については、その旨を1及び2の規定に従って表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三七条 (この条約への加入) 1 この条約の効力発生の後、欧州評議会閣僚委員会、この条約の締約国と協議してすべての締約国の同意を得た後に、この条約の作成に参加しなかつた欧州評議会の非加盟国

